

Smart Connection TypeD LTE プラン契約約款 別冊

第 1 版

平成 26 年 4 月 1 日

株式会社メンバーズモバイル

目 次

第 1 章 総則	
第 1 条 適用	3
第 2 条 用語の定義	3
第 2 章 SmartconnectionTypeD LTE プランの種類	
第 3 条 本サービスの種類	3
第 3 章 本サービスの提供区間等	
第 4 条 オープンコンピューター提供区間	3
第 4 章 本サービスに係る契約	
第 5 条 本契約の単位	3
第 6 条 加入者回線又は接続契約者回線等の収容	3
第 7 条 本契約申込みの方法	4
第 8 条 本契約申込みの承諾	4
第 9 条 最低利用期間	4
第 10 条 品目等の変更	4
第 11 条 特定協定事業者の契約解除等に伴う本契約の扱い	4
第 12 条 その他の契約内容の変更	4
第 5 章 通信	
第 13 条 通信利用の制限等	5
第 14 条 料金適用上必要な事項の測定等	5
第 6 章 料金等	
第 15 条 本サービスに係る料金等の支払義務	5
第 16 条 定額利用料等の支払義務	5
第 17 条 定額利用料算定不可時	6
第 18 条 定額利用料の算定	7
第 19 条 工事費の支払義務	7
第 7 章 損害賠償	
第 20 条 責任の制限	7
第 8 章 雑則	

第21条 契約者からの通知.....	8
第22条 契約者カードの貸与.....	8
第23条 本サービスに係る移動無線装置の販売.....	8
第24条 本サービスに係る料金明細内訳の閲覧.....	8
料金表	9

第1章 総則

(適用)

第1条 SmartconnectionTypeD LTE プラン契約約款(以下「約款」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、約款に加えてこの別冊により SmartconnectionTypeD LTE プランを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 SmartconnectionTypeD LTE プラン契約(以下、本契約といいます)	当社から SmartconnectionTypeD LTE プランサービス(以下、本サービスといいます。)の提供を受けるための契約
2 SmartconnectionTypeD LTE プラン契約者(以下、契約者といいます)	当社と SmartconnectionTypeD LTE プランを締結している者
3 利用者識別符号	利用者識別共通符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組み合わせ
4 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
5 モバイルアクセス	本契約に基づいて無線基地局設備と SmartconnectionTypeD LTE プラン契約者が指定する移動無線装置(当社が指定するものに限ります。)との間に設定される電気通信回線
6 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービス(モバイルアクセスを使用するものに限ります。)の提供のために SmartconnectionTypeD LTE プラン契約者に貸与するもの

第2章 SmartconnectionTypeD LTE プランサービスの種類

第3条 本サービス(この別冊により提供するものに限ります。以下同じとします。)には、次の種類があります。

種類	内容
SmartconnectionTypeD LTE プランサービス	モバイルアクセスを使用して提供する SmartconnectionTypeD LTE プランサービスであって、その契約に係る特定の IP アドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの

第3章 本サービスの提供区間等

第4条 当社の本サービスは、約款別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 本サービスに係る契約

(本契約の単位)

第5条 当社は、約款第7条(本契約の単位)に規定する契約の単位として、次のとおり本契約を締結します。この場合、SmartconnectionTypeD LTE プラン契約者は、1の本契約につき1人に限ります。

(加入者回線又は接続契約者回線等の収容)

第6条 加入者回線は、当社が指定する SmartconnectionTypeD LTE プラン サービス取扱所の交換設備等に収容し、接続契約者回線等は回線収容部に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の SmartconnectionTypeD LTE プラン

サービス取扱所の交換設備等又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(本契約申込みの方法)

- 第7条 約款第8条(本契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により本契約の申込みを行っていただきます。
- 2 利用契約の申し込みをするときは、当初所定の契約申込書を当社指定の提出先に提出いただきます。ただし、web エントリー(当社所定の web サイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。)により利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信契約申込書の提出とみなして取り扱います。
 - 3 当社が、全校と異なる利用契約の申込方法を定めたときは、当該申込み方法に従い、利用契約を申し込むことができるものとします。

(本契約申込みの承諾)

- 第8条 当社は、約款第9条(契約申込の承諾)第2項のほか、次に掲げる場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。
- 2 本契約の申込みをした者が、利用回線、DSL 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と契約を締結している者同一の者とならないとき。(特定加入者回線に係るものを除きます。)そのDSL回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(最低利用期間)

- 第9条 約款第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間として、本サービスには、料金表第1表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供又は契約者カードの利用を開始した日から起算して24ヶ月とします。
 - 3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の解除又は本サービスの品目等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

- 第10条 契約者は、本サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、約款第9条(IP 通信網契約申込みの承諾)及び第8条(本契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う本契約の扱い)

- 第11条 当社は、契約者とその本契約に係るDSL回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、本契約を解除することがあります。

(その他の契約内容の変更)

- 第12条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条(本契約申込みの方法)第1項に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、約款第9条(本契約申込みの承諾)及び第8条(本契約申込みの承諾)

の規定に準じて取り扱います。

第5章 通信

(通信利用の制限等)

第13条 約款第20条(通信利用の制限等)のほか、契約者(料金表第1表の規定に係る者に限ります。)は、本サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合(通信速度が低下する場合があります。)があります。

- 2 当社は、契約者が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、本サービスの利用を制限することがあります。

(料金適用上必要な事項の測定等)

第14条 本サービスに係る課金対象パケット又は通信量は、当社の機器により測定します。

第6章 料金等

(本サービスに係る料金等の支払義務)

第15条 約款第22条(利用料金等の支払義務)に規定する料金等の支払義務として、本サービスに係る料金等の支払いは第16条(定額利用料等の支払義務)のとおりとします。

(定額利用料等の支払義務)

第16条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(端末設備についてはその廃止のあった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供する本サービスの態様に応じて料金表第1表に規定する本契約に係る利用料金及び使用料(以下「定額利用料等」といいます。)の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用中止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(ア) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第21条(契約者からの通知)に規定する本サービスへの接続が出来ないとき、契約者は、その本サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(イ) (ア)の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区別	支払を要しない料金
<p>1 1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びにおいて、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金</p>
<p>4 本サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金</p>

3 当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(定額利用料算定不可時)

第17条 前項のほか、契約者は、定額利用料について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(定額利用料の算定)

第18条 契約者は、モバイルアクセスを利用して行った通信について、当社が測定した課金対象パケット又は通信量

と料金表第1表の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

- 2 契約者は、前2項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、当社は、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第19条 約款第24条(工事費の支払義務)に加えて、回線収容部の変更等を行ったときは、契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第20条 約款第31条(責任の制限)第1項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次に掲げる料金(第1表(2料金額)に規定する合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第1表に規定する利用料金及び使用料
 - (2) 料金表第1表に規定する当社が別に定める定額利用料、利用料、当社が別に定める定額利用料の加算額(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
 - (3) 他社料金設定通信に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通信に関する料金
 - (4) 当社又はその通信に係る特定協定事業者の課金資料に基づき、前号の場合と同様の方法により算出します。
- 2 約款第32条第1項及び前項の規定にかかわらず、第1項第1号に規定する料金について、アクセス回線共用を行う場合であって、料金表第1表に別段の定めがあるときは、その定める時間ごとに損害を賠償します。
 - 3 約款第32条第1項及び第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (注1) 第1項第2号に規定する当社が別に定める定額利用料の加算額は、モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額とします。
 - (注2) 第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。
 - (注3) 第1項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第8章 雑則

(契約者からの通知)

第21条 契約者(本サービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。)は、データ利用回線について、第7条(本契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(契約者カードの貸与)

第22条 当社は、契約者(料金表第1表の規定に係る者に限ります。以下9において同じとします。)へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の本契約につき次のとおりとします。

2 貸与する契約者カードの数は、1とします。契約者カードの貸与を受けている契約者は、その本契約の解除があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを当社が指定する SmartconnectionTypeD LTE プランサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(本サービスに係る移動無線装置の販売)

第23条 本サービス(料金表第1表の規定に係るものに限ります。)に係る移動無線装置の販売については、当社が定めるものとします。

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 利用料金については、当社の提供区間で当社が設定します。

(料金の計算方法等)

- 2 端末を出荷した日の属する月を課金月とし、当該課金月においては、日割り計算により算出するものとします。なお、課金開始日は、弊社より端末を発送した日とします。
- 3 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び使用料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(当社が別に定めるものを除きます。)及び使用料(以下 6 までにおいて「定額利用料等」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日に本サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)を行い、その日にその契約の解除(付加機能又は端末設備についてはその廃止)があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に本サービスの品目等の変更、回線収容部の変更又は契約者カードの利用の開始若しくは終了等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の定額利用料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (3) 第 16 条(定額利用料等の支払義務)第 2 項第 2 号(2 欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき。
 - (4) 6 の規定に基づく起算日の変更があったとき。

(注1) 3 に規定する当社が別に定める利用料金は、次のとおりとします。

(ア) 利用料

(イ) モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額

- 5 当社は、利用料の基本額については、日割しません。ただし、第 16 条(定額利用料等の支払義務)第 2 項第 2 号の表の規定に該当するときは利用料の基本額をその利用日数に応じて日割します。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。(端数処理)

(料金等の支払い)

- 7 契約者(本サービスに係る者に限ります。以下 8 から 12 までにおいて同じとします。)は、料金及び工事に関する費用、消費税相当額を、当社指定の支払い方法で支払うものとします。なお、当社指定の支払い方法については、申込書にてご確認ください。
 - (1) 利用料が前項に定めるクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。
 - (2) 当社は、前項の規定にかかわらず、利用料について、その全部または一部の支払時期を変更することがあります。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8 及び 9 の規定にかかわらず、契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 2 に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。(過払金の相殺)

- 10 当社は、1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。(前受金)
- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注1) 12 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 12 第 16 条(定額利用料等の支払義務)から第 19 条(工事費の支払義務)まで並びに約款第 24 条(手続きに関する料金の支払義務)及び約款第 25 条(工事費の支払義務)の規定、その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)とします。上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格を表示します。(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注1) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の SmartconnectionTypeD LTE プランサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表 本契約に係るもの

1 適用

区分	内容	
区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。	
	区別	内容
	本契約	その契約に係る不特定の IP アドレスを使用して通信を行うもの
品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。	
	ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別	
	区別	内容
本サービス	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1 のモバイルアクセス回線番号ごとに 1 の契約を締結するもの	
備考		
1 本サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。		
2 この備考の 1 に規定するほか、本サービスに係る通信について、料金表第 1 表 2-2(付加機能利用料)又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。		

3 本サービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。

A SmartconnectionTypeD LTE プランサービスに係るもの

区別 1	区別 2	内容
1通信量	7GB	1 の料金月におけるモバイルアクセスに係る通信量の上限を7,516,192,768 バイトとするもの
2認証方式	共通認証	1 の契約者識別符号及び暗証符号で複数のモバイルアクセス回線番号の通信を可能とするもの

備考

- 1 当社は本サービスについて、1 の料金月の通信量の合計がその区別に係る上限を超えた場合は、その料金月において本サービスの利用を制限します。
- 2 当社は、アクセス回線の細目等による区別の変更の請求があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

B 保守の態様による細目

区別	内容
保守メニュー	午前 10 時から午後 6 時までの時間帯以外の時刻に、その本契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 10 時から午後 6 時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のもの)においてその修理又は復旧を行うもの

備考

契約者は、その本契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。

最低利用期間内に
契約の解除等があっ
た場合の料金の適用

- (ア) 契約者は、最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、料金表通則の規定に則り、当社が定める期日までに、契約解除料金を支払っていただきます。
- (イ) 契約者は、最低利用期間内に本サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更(以下この欄において「品目等の変更」といいます。)があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。この場合において、適用される最低利用期間が変更前後で異なっているときの残余の期間は、変更前の最低利用期間を基準として適用します。
- (ウ) 別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ユニバーサルサービ
ス料の適用

2-3 に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号 1 番号ごとに適用します。

<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のモバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額(以下この欄において「加算額等」といいます。)は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注1) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の加算額等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の加算額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
--	--

2 料金額

2-1 定額利用料

プラン名称	料金額
SmartconnectionTypeD LTE プラン	4,980 円(税抜)

2-2 契約解除料

【契約解除料】(税抜)

利用期間	ご契約月	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目
契約解除料	33,500	32,500	31,500	30,500	29,500	28,500	27,500	26,500	25,500
利用期間	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	17ヵ月目	18ヵ月目
契約解除料	24,500	23,500	22,500	21,500	20,500	19,500	18,500	17,500	16,500
利用期間	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目			
契約解除料	15,500	14,500	13,500	12,500	11,500	10,500			

2-3 ユニバーサルサービス料

単位	料金額
1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごと

に総務大臣に認可を受けた番号単価と同額

備考

番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<http://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容				
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費を合計して算定します。				
(2) ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費の適用	ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="692 725 1007 768">区分</th> <th data-bbox="1011 725 1498 768">ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="692 786 1007 952">(ア) ネットワーク工事費</td> <td data-bbox="1011 786 1498 952">SmartconnectionTypeD LTE プランサービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ネットワーク工事費等の適用	(ア) ネットワーク工事費	SmartconnectionTypeD LTE プランサービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
	区分	ネットワーク工事費等の適用			
(ア) ネットワーク工事費	SmartconnectionTypeD LTE プランサービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(イ) アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器又は次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端から(ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャックから他のジャックまでの配線				
(3) 品目等の変更又は回線収容部の変更等の場合の工事費の適用	(ア) 品目又は、通信又は保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の品目、通信又は保守の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用します。 (イ) 回線収容部若しくは接続契約者回線等の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後の回線収容部、接続契約者回線等の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。				
(4) 別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします				

(5) 割増工事費の適用	<p>当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の本サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
	工事を施工する時間帯	割増工事費の額			
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(6) 工事費の減額適用	<p>当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

2 工事費の額

本サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線、契約者回線、利用者識別共通符号の変更、本サービスの区別の変更、接続契約者回線等の接続の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区分			単位	工事費の額	
(1) ネットワーク工事費	(ア) (イ)まで以外に関する工事の場合	(ア) (イ)以外に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	別に算定する実費
			上記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	別に算定する実費
	(イ) 本サービスに関する工事の場合	下記以外に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合(事務手数料)	1の契約ごとに	3,000円(税抜)
			契約者カードの交換又は再発行に関する工事の場合	1の契約者カードの交換又は再発行ごとに	3,000円(税抜)
(2) アクセス回線工事費	加入者回線又は契約者回線に関する工事の場合			別に算定する実費	
(3) 回線調整工事費	回線収容替えを行う工事の場合			別に算定する実費	